

# 農地法第4条・5条許可申請書（届出書）の添付書類

必要書類	区分	市街化調整区域 都市計画区域外 (許可申請/県知事)		市街化区域 (届出/町農業委員会)		備考
		第4条	第5条	第4条	第5条	
許可申請書(届出書)		3	4	2	3	※譲渡人及び譲受人が2人以上の場合は別紙様式②にも記入
住民票	譲受人					原則としては必要なし。但し登記簿の住所が現住所と異なる場合は添付する。
	譲渡人	抄本(2)	抄本(2)	抄本(1)	抄本(1)	
土地登記簿謄本 法務局(那覇市)		2	2	1	1	・1部原本 ・1部写し
公 図 法務局(那覇市)		2	2	1	1	・1部原本 ・1部写し
見取り図 (ゼンリンの写し等Google Map 可)		2	2	1	1	
配置図及び平面図 (建物の配置、建築面積等が確認できる資料。土地の一部を転用する場合は求積図及び内面積申請に係る確認書も含む)		2	2	1	1	配置図には、建物だけではなく駐車スペース、庭園等についても図で示すこと。
事業計画書及び計画図 (資材置場、駐車場等の場合)		2	2	1	1	既存施設がある場合は、その位置図と現況写真も添付すること。
開発行為許可書又は 許可不要証明の写し まちづくり課で確認 (届出書には1000㎡以上の場合のみ)		2	2	1 (1000㎡以上)	1 (1000㎡以上)	まちづくり課 ☎998-0014
航空写真(A4) ※有料1枚500円×2 1000円		2	2			農業委員会で作成
理由書 (任意様式)		2	2			A4用紙に 具体的理由を記入
水道配管図 (南部水道企業団)		2	2			
集落排水図 (後原・新城・長毛・港川のみ)		2	2			土木建設課 ☎998-2623
仮換地証明書の写し (区画整理地内のみ添付する。)		2	2	1	1	申請(富盛地区) 届出(伊覇、屋宜原地区)
資金計画書及び 資金調達を確認できる資料		2	2			①預金残高証明/通帳の写し ②融資証明書、内諾書、 事前審査(仮審査)結果通知書等の写し
①売買契約書 ②贈与証明 ③土地使用貸借契約書(無償貸借) ④土地建物貸借契約書(有償)			2		1	①～④の内、該当する 契約書の写し
委任状		2	2	1	1	※代理申請の場合必要
定款(法人申請)		2	2	1	1	※法人の方が 申請する場合に必要
法人の登記簿謄本		2	2	1	1	

●許可申請書の受付は毎月1日から10日まで。(10日が土日・祝祭日の場合は、翌日開庁日まで)

●転用許可申請を出してから許可が下りるまでは、最短で許可申請が2ヶ月 届出は1週間ほどかかります。

※書類不備等により受付できない場合は翌月以降に先送りとなりますので事前相談や余裕を持った申請を行ってください。